

会 見 年 月 日	令和3年2月8日（月曜日）
担 当 課	教育委員会生涯学習課/文化会館
問い合わせ先	電話番号：43-6858/-5111 FAX 番号：43-6895/-5950 (担当者名：橋本・東/西山・茶谷)

「芸術文化公演再開緊急支援事業」の対象期間延長について

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症対策対処方針では、芸術文化活動等の開催にあたって、入場者間の十分な距離をとる配席とするなどが求められています。

令和2年7月1日から、適切な感染防止対策を講じながら芸術文化活動を再開する取組を支援するため、施設使用料に対する負担軽減を図っていくことで、芸術文化活動の早期の復興と飛躍につなげる「芸術文化公演再開緊急支援事業」を実施してきました。

このたび、催物開催制限が令和3年2月末まで延長され、公演にあたっては引き続き感染防止対策の徹底が求められていることから、本事業の対象期間を延長し、令和3年2月28日までに実施される公演までを助成の対象とします。

2 対象施設

赤穂市文化会館の大ホール・小ホール

3 対象公演等

実演により表現される音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸等の公演。

※映画上映会や講演会（文化的内容も含む）、研修会、式典は対象外

「劇場、音楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（同日以降に改定されたものを含む。）（公財）全国公立文化施設協会）を遵守し、令和2年7月1日から令和3年2月28日までの間に対象施設を運営される施設利用者

4 助成額

施設使用料の2分の1（冷暖房費加算や付属設備使用料は除く）

※公演に伴い使用するリハーサル室や控室は助成対象外

※練習のみの使用は助成対象外

5 対象期間

令和2年7月1日～令和3年2月28日

6 問合せ先

赤穂市文化会館ハーモニーホール TEL. 0791-43-5111 FAX. 0791-43-5950